

令和元年10月以降の総合事業（うち、介護予防・生活支援サービス事業）の報酬改定（概要）

令和元年9月  
倉吉市長寿社会課

令和元年10月から消費税10%への引上げに伴い、国が定める「地域支援事業実施要綱」が改正されました。これに合わせて、本市の介護予防・生活支援サービス事業の報酬を変更します。

1 報酬改定の内容

① 訪問型サービス（従前の介護予防訪問介護に相当するサービス）

サービス区分	利用対象者	改定前	改定後	算定単位
訪問型サービスⅠ（週1回程度、1か月5回以上）	事業対象者・要支援1・2	1,168	1,172	1月につき
訪問型サービスⅡ（週2回程度、1か月9回以上）	事業対象者・要支援1・2	2,335	2,342	
訪問型サービスⅢ（週2回を超える程度、1か月13回以上）	要支援2	3,704	3,715	
訪問型サービスⅣ（週1回程度、1か月1～4回）	事業対象者・要支援1・2	266	267	1回につき
訪問型サービスⅤ（週2回程度、1か月1～8回）	事業対象者・要支援1・2	270	271	
訪問型サービスⅥ（週2回を超える程度、1か月1～12回）	要支援2	285	286	
訪問型短時間サービス（20分未満で主に身体介護） ※1月につき22回まで	事業対象者・要支援1・2	165	166	1回につき

※訪問介護と同様、介護職員等特定処遇改善加算も創設。支給限度額管理の対象外。

I（所定単位数の63/1000）、II（所定単位数の42/1000）

② 通所型サービス（従前の介護予防通所介護に相当するサービス）

サービス区分	利用対象者	改定前	改定後	算定単位
通所型サービス1（1か月5回以上）	事業対象者・要支援1	1,647	1,655	1月につき
通所型サービス2（1か月9回以上）	要支援2	3,377	3,393	
通所型サービス1回数（1か月1～4回）	事業対象者・要支援1	378	380	1回につき
通所型サービス2回数（1か月1～8回）	要支援2	389	391	

※通所介護と同様、介護職員等特定処遇改善加算も創設。支給限度額管理の対象外。

I（所定単位数の12/1000）、II（所定単位数の10/1000）

③ 介護予防ケアマネジメント

サービス区分	改定前	改定後	算定単位
介護予防ケアマネジメント	430	431	1月につき

2 その他

・上記以外の加算・減算については、特段の変更はありません。